議案第28号

取手市税条例等の一部を改正する条例について

取手市税条例(昭和39年条例第22号)等の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年6月8日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

地方税法の一部改正に伴い,控除対象配偶者の定義を変更するとともに,軽自動車 税に環境性能割が導入されることに伴う所要の整備を行うため,取手市税条例等の一 部を改正するものです。 (取手市税条例の一部改正)

第1条 取手市税条例(昭和39年条例第22号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示 すように改正する。

改正後	改正前	
付 則	付 則	
(個人の市民税の所得割の非課税の範囲	(個人の市民税の所得割の非課税の範囲	
等)	等)	
第5条 当分の間,市民税の所得割を課すべ	第5条 当分の間,市民税の所得割を課すべ	
き者のうち,その者の前年の所得について	き者のうち,その者の前年の所得について	
第33条の規定により算定した総所得金	第33条の規定により算定した総所得金	
額,退職所得金額及び山林所得金額の合計	額,退職所得金額及び山林所得金額の合計	
額が,35万円にその者の <u>同一生計配偶者</u>	額が,35万円にその者の <u>控除対象配偶者</u>	
及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じ	及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じ	
て得た金額(その者が <u>同一生計配偶者</u> 又は	て得た金額(その者が <u>控除対象配偶者</u> 又は	
扶養親族を有する場合には、当該金額に	扶養親族を有する場合には, 当該金額に	
32 万円を加算した金額)以下である者に	32 万円を加算した金額)以下である者に	
対しては、第23条第1項の規定にかかわ	対しては、第23条第1項の規定にかかわ	
らず, 市民税の所得割(分離課税に係る所	らず,市民税の所得割(分離課税に係る所	
得割を除く。)を課さない。	得割を除く。)を課さない。	
2及び3 (略)	2及び3 (略)	

(取手市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 取手市税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則	付 則
第4条 平成27年3月31日以前に初めて	第4条 平成27年3月31日以前に初めて
道路運送車両法第60条第1項後段の規	道路運送車両法第 60 条第1項後段の規
定による車両番号の指定を受けた3輪	定による車両番号の指定を受けた3輪
以上の軽自動車に対して課する軽自動	以上の軽自動車に対して課する軽自動
車税 <u>の種別割</u> に係る <u>取手市税条例第82</u>	車税に係る <u>新条例第82条及び新条例</u> 付

条及び付則第 16 条の規定の適用については,次の表の左欄に掲げる<u>同条例の</u>規定中同表の中欄に掲げる字句は,それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 4 1 4 2 4 4 4	7 17/3	, , , , , , ,
第82条 第2号ア (イ)	3,900 円	3, 100 円
第82条 第2号ア	6,900 円	5,500 円
(ウ) a	10,800 円	7, 200 円
第82条 第2号ア	3,800 円	3,000 円
(ウ) b	5,000円	4,000 円
付則第16 条第1項	第 82 条	取手市税条例 の一部を改正 する条例(平成 26年条例第18 号。以下この条 において「平成 26年改一),のの規 という。)付則 第4条 にある第82条
付則第16 条第1項 の表第2 号ア(イ) の項	<u>第2号ア</u> <u>(イ)</u>	平成 26 年改正 条例付則第 4 条の規定によ り読み替えて 適用される第 82 条第 2 号ア (イ)
	3,900 円	3, 100 円
付則第16 条第1項 の表第2 号ア(ウ) a の項	<u>第2号ア</u> (ウ) a	平成 26 年改正 条例付則第 4 条の規定によ り読み替えて 適用される第 82 条第 2 号ア (ウ) a
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7, 200 円

則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

1917 9 1 17 7 9 9			
新条例第	3,900 円	3,100円	
<u>82 条第 2</u> <u>号ア</u>	6,900 円	5,500 円	
	10,800 円	7,200 円	
	3,800 円	3,000 円	
	5,000 円	4,000 円	
新条例付 則 第 16 条第 1 項 の表以外 の部分	第 82 条	取手市税条例 の一部を改正 する条例(平成 26 年条例第 18 号。以下この条 において「平成 26 年改正条例」 という。の規定 という。の規定 により 意という。の規定 により により で により を を を を を を を の の の の の の の の の の の の	
新条例付 <u>則第 16</u> 条第 1 項 の表第 2 号アの項	<u>第2号ア</u>	平成 26 年改正 条例付則第 4 条の規定によ り読み替えて 適用される第 82 条第 2 号ア	
	3,900 円	3,100円	
	6,900 円	5,500 円	
	10,800 円	7, 200 円	
	3,800 円	3,000 円	
	5,000 円	4,000 円	

条 の 号	<u>則第16</u> 第1項 表第2 ア(ウ) の項	<u>第2号ア</u> (ウ) b	平成26年改正 条例付則第4 条の規定によ り読み替えて 適用される第 82条第2号ア (ウ) b
		3,800 円	3,000 円
		5,000 円	4,000 円

付 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は平成31年1月1日から,第2条の規定は同年10月 1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の取手市税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、 なお従前の例による。